

中央公園こどもの水遊び場 整備工事

仕様書

令和7年12月

富士市 みどりの課

本仕様書は、富士市（以下「市」という。）が発注する中央公園こどもの水遊び場整備工事に関する、事業者が当該工事を履行するために必要となる事項を示したものである。

1 工事名称

中央公園こどもの水遊び場整備工事

2 工事場所

富士市 永田町二丁目 地先

3 工事期間

協定締結日から令和8年7月15日まで

4 事業内容

本工事は、既設の噴水および付帯施設を撤去し、新たにこどもの水遊び場、シェルター及び案内看板等の整備を行うものである。これらに付随して必要となる業務は、全て本工事に含むものとする。

※別紙イメージ図参照

(1) 現状調査等

実施設計にあたり、既設噴水図面や現地確認等を基に現状の調査を行う。

(2) 設計

現状調査の結果を基に、新たに整備する水遊び場の詳細設計、工事数量および事業費の算出を行う。

(3) 施工数量

施工範囲 10m×10m程度 （シェルター、案内看板は範囲外でも可とする）

土工 一式

構造物撤去工 一式

水遊び場整備工 1箇所

電気工 一式

ゴムチップ舗装工 一式

園路復旧工 一式

シェルター設置工 2基

・テーブル、ベンチを配置したシェルターとする

案内看板設置工 1基

・水遊び場の稼働時間や注意事項等に関する案内看板とする

(4) 施工

ア 発注者に承諾を受けた設計図に基づき、工事を行うものとする。関係機関等との協議、各種申請、提出等に関する手続きは、本事業に含むものとし、これらに要する費用は受注者の負担とする。

イ 「富士市建設工事執行規則」、「静岡県土木工事共通仕様書」、「静岡県土木工事施工管理基準」、「公園緑地工事共通仕様書」、「富士市建設工事検査規程」その他静岡県の基準に基づき施

工すること。

(5) 提出書類

- ア A3図面（紙） 2部
- イ JWW図面データ（CD又はDVD） 2部
- ウ 「富士市建設工事執行規則」、「静岡県土木工事共通仕様書」、「静岡県土木工事施工管理基準」、「公園緑地工事共通仕様書」、「富士市建設工事検査規程」その他静岡県の基準に基づく成果品

5 仕様

(1) 水遊び場の仕様

- ア 水道水を利用すること。
- イ デッキには水滑りによる転倒防止を考慮した素材を使用すること。
- ウ プログラムにより噴出場所、噴水高さ、時間を制御でき、夜間は噴水を停止できること。
- エ 噴水設備の周辺はゴムチップ舗装とすること。

(2) 園路復旧工

既設のタイルまたは同等品以上のタイルで復旧すること。同等品以上のタイルを使用する場合は、既設タイルとの色彩を考慮すること。

(3) シェルターの仕様

- ア 大人4人以上が座れるベンチとテーブルを配置したシェルターとすること。
- イ 土中埋設のコンクリート基礎とすること。

(4) 案内看板の仕様

- ア 噴水の稼働時期・時間、注意事項、管理者、管理者連絡先を記載すること。
- イ 土中埋め込みのコンクリート基礎とすること。

(5) その他

参考図と同等品以上の製品とすること。

6 施工条件

(1) 施工日及び時間帯

- ア 公園利用者の多い土日祝日の工事作業は避けること。
- イ 原則として、午前8時から午後5時までとする。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

(2) その他

下記の「7 参考資料」で判断できない施工場所の条件については、応募者が必要に応じて調査すること。

7 参考資料

(1) 位置図

- (2) 施工箇所現況写真
- (3) 整備イメージ図（水遊び場、シェルター）
- (4) 既設噴水図面（現況と一致していない可能性あり）